

## 徳山ダムに係る導水路検討会（第17回幹事会）

日時：平成20年7月16日（水）10時～12時

### 議事次第

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- 1) 環境影響検討状況について
- 2) 事業承継に向けた手続きの状況について
- 3) その他

#### 3. 閉会

## 【木曽川水系連絡導水路の環境影響検討について】

## 1. 検討の状況

- 7/14 第5回環境検討会 開催
  - ・調査検討の実施状況
  - ・環境レポート（検討項目・手法編）（案）
  - ・予測結果の速報（水質）
  - ・自然由来の重金属等に関する調査
- 7/22 関係市町合同説明会（予定）
  - ・環境検討会（7/14）の説明・報告
  - ・「環境レポート（検討項目・手法編）」の供覧のお願い
  - ・「環境レポート（検討項目・手法編）」について意見照会のお願い
- 7/28～8/29 「環境レポート（検討項目・手法編）」の供覧、意見照会（予定）

## 2. 「環境レポート（検討項目・手法編）」の供覧

## (1) 目的

- ・連絡導水路事業に係る環境影響検討の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、環境の保全の見地からの意見を求めるため、「環境レポート（検討項目・手法編）」について、対象とする市町住民が閲覧することができるように供覧することを目的とする。

## (2) 対象

- ・連絡導水路事業の環境影響検討の対象地域等を踏まえ、導水路施設検討箇所の市町及び導水路の取水口・放流口から下流の沿川市町の27市町（別紙参照）に加え、連絡導水路の事業関係県市として、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市とする。

## (3) 供覧場所

- ・対象27市町、事業関係3県1市、事業主体（局、木曽上、横山、木曽下）

## 3. 「環境レポート（検討項目・手法編）」に対する意見照会

## (1) 目的

- ・連絡導水路事業に係る環境影響検討結果等については、木曽川水系河川整備計画の作成に際し岐阜県知事から提出された意見を踏まえ、岐阜県に意見を聴くこととしている。
- ・今回「環境レポート（検討項目・手法編）」をとりまとめた段階においても、岐阜県に意見を聴くこととしており、合わせて対象とする連絡導水路施設沿いの市町の意見を聴くことを目的とする。

## (2) 対象

- ・連絡導水路施設沿いの8市町（別紙参照）を予定。

## 木曽川水系連絡導水路事業 環境レポート(検討項目・手法編)

## 供覧場所一覧

## 国土交通省(4箇所)

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 中部地方整備局総務課情報公開室 | 木曽川下流河川事務所 |
| 木曽川上流河川事務所      | 横山ダム工事事務所  |

## 事業者(4箇所)

|     |      |
|-----|------|
| 岐阜県 | 愛知県  |
| 三重県 | 名古屋市 |

## 市 町(27箇所)

|          |          |
|----------|----------|
| 岐阜県 岐阜市  | 岐阜県 揖斐川町 |
| 岐阜県 大垣市  | 岐阜県 大野町  |
| 岐阜県 関市   | 岐阜県 池田町  |
| 岐阜県 羽島市  | 岐阜県 坂祝町  |
| 岐阜県 各務原市 | 愛知県 一宮市  |
| 岐阜県 瑞穂市  | 愛知県 犬山市  |
| 岐阜県 本巣市  | 愛知県 江南市  |
| 岐阜県 海津市  | 愛知県 稲沢市  |
| 岐阜県 岐南町  | 愛知県 愛西市  |
| 岐阜県 笠松町  | 愛知県 弥富市  |
| 岐阜県 養老町  | 愛知県 扶桑町  |
| 岐阜県 神戸町  | 三重県 桑名市  |
| 岐阜県 輪之内町 | 三重県 木曽岬町 |
| 岐阜県 安八町  |          |

木曽川水系連絡導水路事業 環境レポート(検討項目・手法編)  
意見照会市町 一覧(予定)

## 市 町(8箇所)

|         |          |
|---------|----------|
| 岐阜県 岐阜市 | 岐阜県 揖斐川町 |
| 岐阜県 大野町 | 岐阜県 羽島市  |
| 岐阜県 坂祝町 | 岐阜県 各務原市 |
| 岐阜県 本巣市 | 岐阜県 海津市  |

## 木曽川水系連絡導水路事業に関する事業実施計画（案）

### I 事業の名称

この事業は、木曽川水系連絡導水路事業と称する。

### II 事業の目的

#### 1 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）

木曽川水系連絡導水路により、木曽川水系の異常渇水時において、徳山ダムに確保される流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための容量のうち、40,000,000 立方メートルの水を一部は長良川を経由して木曽川に導水し、木曽成戸地点において河川環境の改善のための流量を確保するものとする。

#### 2 新規利水の供給

木曽川水系連絡導水路により、徳山ダムに確保される愛知県の水道用水として最大毎秒 2.3 立方メートル、名古屋市の水道用水として最大毎秒 1.0 立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒 0.7 立方メートルを導水し、木曽川において取水を可能ならしめるものとする。

### III 施設の位置及び概要

#### 1 位 置

##### (1) 上流施設

岐阜県揖斐郡揖斐川町

岐阜県揖斐郡大野町

岐阜県本巣市

岐阜県岐阜市

岐阜県各務原市

岐阜県関市

岐阜県加茂郡坂祝町

##### (2) 下流施設

岐阜県羽島市

岐阜県海津市

#### 2 概 要

##### (1) 上流施設

|     |              |                  |
|-----|--------------|------------------|
| 通水量 | 揖斐川から長良川までの間 | 最大毎秒 20.0 立方メートル |
|     | 長良川から木曽川までの間 | 最大毎秒 15.3 立方メートル |
| 延 長 | 約 43 キロメートル  |                  |

- |     |      |                    |
|-----|------|--------------------|
|     | 構 造  | 取水工、トンネル、サイホン、放水工等 |
| (2) | 下流施設 |                    |
|     | 通水量  | 最大毎秒 4.7 立方メートル    |
|     | 延 長  | 約 1 キロメートル         |
|     | 構 造  | 取水工、パイプライン、放水工等    |
| (3) | 管理設備 |                    |
|     | 管理設備 | 一式                 |

#### IV 貯水、放流、取水又は導水に関する計画

##### 1 上流施設

上流施設により、揖斐川から最大毎秒 20.0 立方メートルを取水し、長良川及び木曽川に導水する。

長良川への導水は、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒 4.0 立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒 0.7 立方メートルとする。

木曽川への導水は、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒 12.0 立方メートル、愛知県の水道用水として最大毎秒 2.3 立方メートル及び名古屋市の水道用水として最大毎秒 1.0 立方メートルとする。

##### 2 下流施設

下流施設により、上流施設から長良川に導水された流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）を図るための水として最大毎秒 4.0 立方メートル及び名古屋市の工業用水として最大毎秒 0.7 立方メートルを、長良川から取水し、木曽川に導水する。

#### V 工 期

平成 18 年度から平成 27 年度までの予定

（なお、平成 18 年度から国土交通省が施行中のものを独立行政法人水資源機構（以下、「機構」という。）が承継する。）

#### VI 費用及びその負担方法

##### 1 事業に要する費用の概算額

約 890 億円

（なお、上記金額のうち、機構が事業を承継するまでに河川整備事業費として約 22 億円が支出されている。）

##### 2 費用の負担

###### (1) 流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る費用の負担

流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 655 を乗じて得た額とし、機構は、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 21 条第 1

項及びこれに基づく政令の規定により、国からその費用の額のうち既に国が要した費用の額を控除した残額の交付を受けるものとする。なお、国が交付する金額の一部は、機構法第 21 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく政令の規定により、岐阜県、愛知県及び三重県が負担するものとする。

(2) 新規利水の供給に係る費用の負担

新規利水の供給に係る費用の額は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 345 を乗じて得た額とし、機構が支弁するものとする。ただし、機構は、機構法第 25 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、流水を水道及び工業用水道の用に供する者に次のように負担させるものとする。

(イ) 水道用水に係る費用の負担

イ) 愛知県は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 209 を乗じて得た額を負担する。

ロ) 名古屋市は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 91 を乗じて得た額を負担する。

(ロ) 工業用水道に係る費用の負担

イ) 名古屋市は、事業に要する費用の額に 1,000 分の 45 を乗じて得た額を負担する。

なお、この事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、前各号に掲げる用途別負担等を変更することがある。

VII その他業務に関する重要事項

この事業を進めるにあたっては、環境への影響を十分調査検討し、結果をとりまとめ公表した上で工事に着手するものとする。

また、この工事による環境への影響については、施設沿いの地域からの意見や要望に対して丁寧かつ適切に対応するものとする。

(案)

木曽川水系連絡導水路事業（以下『本事業』と言う。）に関する事業実施計画の策定にあたり、同計画書「Ⅶ その他業務に関する重要事項」の記述に関する解釈について、国土交通省中部地方整備局河川部と水資源機構中部支社、愛知県地域振興部、岐阜県県土整備部、三重県県土整備部、名古屋市上下水道局の関係者間で以下の通り共通認識を持つことを確認した。

- 1, 「Ⅶ その他業務に関する重要事項」において、「この事業を進めるにあたっては、環境への影響を十分調査検討し、結果をとりまとめ公表した上で工事に着手するものとする。」と記述した理由は、現時点において本事業に関する環境への影響については検討途上であることから、実際の工事着手の前には環境検討を完了し、岐阜県知事等の意見を聞いた上で工事着手することを意味している。

『十分検討し、結果をとりまとめ公表した上で』とあるのは、本事業は環境影響評価法の該当事業ではないが、該当事業と同等の技術レベルの環境検討を前提としていることを意味している。

- 2, 「Ⅶ その他業務に関する重要事項」において、「また、この工事による環境への影響については、施設沿いの地域からの意見や要望に対して丁寧かつ適切に対応するものとする。」と記述した理由は、これまで本事業に関して、建設地を中心とした事業地に対する説明が十分とは言えない部分があった。

その理由は、1, でも述べたように環境に関する検討途上であり、地元説明できる資料が用意できていなかったことによる。このため、岐阜県知事からも地元住民等への説明責任を十分果たすよう強い要請を受けており、これらの説明責任を十分果たしてゆくことを明記したものである。

なお、『施設沿いの地域』に限ったのは、工事に関する説明を対象としているからである。

また『意見や要望に対して丁寧かつ適切に対応する』とあるは、工事に関する影響に対する本事業の補償の範囲であり、本事業以外の制度等による対応を記述したものではない。

平成20年7月16日

国河治第〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 知 事 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三

木曽川水系連絡導水路事業の治水関係用途に係る費用についての  
関係県の負担割合について(照会)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第63条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり定めたいので、同条第2項の規定により意見を求める。

記

|          |            |
|----------|------------|
| 岐阜県の負担割合 | 1,000分の〇〇〇 |
|----------|------------|

国 河 治 第 〇 〇 号  
平成 〇 〇 年 〇 月 〇 日

〇 〇 〇 知 事 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三

木曾川水系連絡導水路事業の治水関係用途に係る費用についての  
関係県の負担割合について(通知)

標記について、河川法(昭和39年法律第167号)第63条第1項の規定に基づき、  
下記のとおり定めたので、通知する。

記

|          |            |
|----------|------------|
| 岐阜県の負担割合 | 1,000分の〇〇〇 |
|----------|------------|

国河治第〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 知 事 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三

木曽川水系連絡導水路事業の治水関係用途に係る費用についての  
関係県の負担割合について(照会)

標記について、独立行政法人水資源機構法施行令(平成15年政令第329号)第  
22条第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり定めたいので、同号の規定により意  
見を求める。

記

岐阜県の負担割合      1,000分の〇〇〇

国 河 治 第〇〇号  
平成〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 知 事 殿

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三

木曾川水系連絡導水路事業の治水関係用途に係る費用についての  
関係県の負担割合について(通知)

標記について、独立行政法人水資源機構法施行令(平成15年政令第329号)第  
22条第2項第2号の規定に基づき、下記のとおり定めたので、通知する。

記

岐阜県の負担割合            1,000分の〇〇〇

(案)

## 覚 書

木曽川水系連絡導水路事業に伴う地方負担金の負担割合については、下記のとおりとすることを了解した。

### 記

木曽川水系連絡導水路事業に伴う流水の正常な機能の維持(異常渇水時緊急水の補給)に係る費用の額は、国並びに岐阜県、愛知県及び三重県において負担するものとし、それぞれの負担額は次のとおりとする。

国および岐阜県の負担額: 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)に係る費用の額に1,000分の170を乗じて得た額

国および愛知県の負担額: 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)に係る費用の額に1,000分の755を乗じて得た額

国および三重県の負担額: 流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給)に係る費用の額に1,000分の75を乗じて得た額

なお、木曽川水系連絡導水路事業が完了するまでに、物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、負担額等を変更することがある。

平成〇〇年〇月〇日

国土交通省中部地方整備局 河川部長 山根 尚之

岐阜県 県土整備部長 棚瀬 直美

愛知県 建設部長 湯山 芳夫

三重県 県土整備部長 野田 素延

(案)  
確 認 事 項

平成20年7月 日付け、国土交通省中部地方整備局河川部長、岐阜県県土整備部長、愛知県建設部長、三重県県土整備部長間で行き交わした木曾川水系連絡導水路事業に伴う地方負担金の負担割合に関する覚書（以下「覚書」という。）について、下記のとおり確認する。

記

覚書における負担割合の算出根拠は別添のとおりである。

平成〇〇年〇月〇日

国土交通省中部地方整備局 河川部 河川環境課長 笹森 伸博

岐阜県 県土整備部 河川課長 堂蘭 俊多

愛知県 建設部 河川課長 富岡 誠司

三重県 県土整備部 河川・砂防室長 久世 憲志

# 木曽川水系連絡導水路事業における 治水地方負担金の県別負担割合の算定根拠

木曽川に係る既得用水及びダム掛り県別最大取水量の比率により算定。

| 県名  | 木曽川                    |       |
|-----|------------------------|-------|
|     | 取水量(m <sup>3</sup> /s) | 比率(%) |
| 岐阜県 | 30.310877              | 17.0  |
| 愛知県 | 135.003450             | 75.5  |
| 三重県 | 13.448680              | 7.5   |
| 合計  | 178.763007             | 100.0 |

9月承継案

Ver.7/14

[illegible]